

図書館所蔵資料のコピーについて

亜細亜大学図書館では、著作権法第31条に基づき図書館資料の複写（コピー）ができます。

©著作権って？ちょっと待てよ

気軽に何でもコピーしていませんか？
著作物（小説・論文・音楽・絵画・絵画など）を、
作者に無断で使うことはできません。
ただし大学図書館では、図書館の資料を
調査研究のために、一部分であれば
コピーができます。
一部分とは、少なくとも著作物全体の
半分以下ということです。



図書館所蔵資料をコピーする際はコピー室備え付けの「文献複写申込書」に記入のうえ、「投入箱」へ提出してください。

Step1

文献複写申込書（館内資料複写用）

亜細亜大学図書館長 殿
下記の通り図書館資料の文献複写を申し込みます。この申し込みによる著作権に関する一切の責任は申込者が負います。また、記入を以て別紙の事項を遵守する事に同意致します。

申込者氏名	申込日	年	月	日
所属	学部生・大学院生・教職員・その他（ ）			

書名・誌名	巻号年月日	複写箇所	枚数
	巻号 年月日	～	枚
	巻号 年月日	～	枚

Step2



Step3



●著作権法の範囲内でのみコピーができます。

※第31条第1項…図書館等の利用者の求めに応じて、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合

- ・ 著作物の2分の1以上のコピーは不可。
※著作者の死後70年を経過しない限り、2分の1以上のコピーには著作権者の許諾が必要。
- ・ 雑誌等の定期刊行物に掲載された各論文その他の記事はその全部をコピーできる。
ただし、発行後相当期間（次号が既刊となったもの、または発行後3ヵ月を経たもの）に限る。
- ・ 調査研究の目的に限る。
- ・ 一人につき一部のみ。
- ・ 有償無償にかかわらず、再コピー、頒布することはできない。

●図書館所蔵資料は使用后、必ず元の場所または返却台に戻してください。

こちらの資料は
図書館外のコピー機で
お願いします。

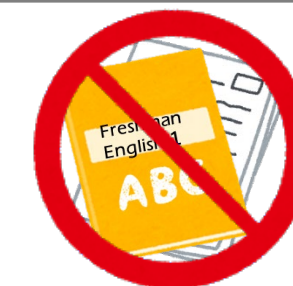
<コピーができないもの>



最新号の雑誌



日刊新聞の当日分（朝夕刊）
それ以外の新聞の最新号



図書館所蔵資料以外の
利用者個人が所有するもの
（ノート・参考書・プリント類等）



学位論文、優秀卒業論文
修士論文及び博士論文

その他に、著作権法第31条第1項の規定の趣旨を逸脱する場合